天童市産業集積の形成に係る固定資産税課税免除等に関する条例

平成２１年９月３０日

条例第１８号

（目的）

第１条　この条例は、本市の指定区域において企業立地を行った者に対し、固定資産税の課税の免除又は税額の減額若しくは免除を行うことにより、本市への企業立地を促進し、もって産業の集積及び活性化並びに雇用の創出に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指定区域　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、次に掲げる区域をいう。

ア　平成２１年市告示第１４０号で地区整備計画を定めた区域（荒谷西工業団地）

イ　平成２６年市告示第２０２号で地区整備計画を定めた区域（天童インター産業団地）

ウ　平成３０年市告示第１９３号で地区整備計画を定めた区域（山口西工業団地）

(2)　企業立地　事業の用に供する工場、事務所、倉庫等の施設（以下「工場等」という。）及び設備の新設又は増設をいう。

(3)　事業者　企業立地を行う法人又は個人をいう。

(4)　投下固定資産額　指定区域への企業立地に伴い、事業者が支出した費用のうち、当該指定区域内の土地、工場等及びこれらに付随する償却資産の取得に要した費用の総額をいう。

(5)　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げるものをいう。

(6)　正社員　事業者が直接雇用している雇用者であって、雇用期間の定めがなく、かつ、パート又はアルバイトでない者をいう。

（課税免除の措置）

第３条　市長は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第６条第１項の規定により、事業者が指定区域への企業立地に伴い取得した当該指定区域内の土地、工場等及びこれらに付随する償却資産（以下「事業用固定資産」という。）に対して課する固定資産税の課税の免除（以下「課税免除」という。）をすることができる。

２　前項の課税免除を適用する期間は、課税免除を受けた最初の年度（以下「初年度」という。）から起算して３年度以内とする。

（課税免除の要件）

第４条　前条の規定による課税免除は、指定区域への企業立地を行った事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに対して行うことができる。

(1)　本市から土地を取得した日の翌日から起算して３年以内の投下固定資産額が２億円（中小企業者にあっては５千万円）を超えること。

(2)　本市から土地を取得した日の翌日から起算して３年以内に工場等の操業又は営業を開始すること。

(3)　市内に住所を有する者を新たに正社員として４人以上（中小企業者にあっては１人以上）雇用すること。

(4)　前号に規定する人数の正社員を課税免除の期間において継続して雇用すること。

（税額の減免）

第５条　市長は、第３条の規定により課税免除を受けている事業者が初年度から起算して３年度目の末日時点で次の各号のいずれにも該当する場合は、天童市市税条例（昭和４１年条例第１８号）第６０条第１項の規定により、当該事業者の初年度から起算して４年度目及び５年度目の事業用固定資産に対して課する固定資産税の額の減額又は免除（以下「税額の減免」という。）をすることができる。

(1)　投下固定資産額が５０億円を超えること。

(2)　市内に住所を有する者を正社員として２０人以上雇用していること。

(3)　前号に規定する人数の正社員を税額の減免を受ける期間において継続して雇用すること。

２　前項の場合において、初年度から起算して４年度目及び５年度目の税額の減免については、次に定めるとおりとする。

(1)　当該年度分の事業用固定資産に対して課する固定資産税の額が１億円以下の場合は、全額を免除する。

(2)　当該年度分の事業用固定資産に対して課する固定資産税の額が１億円を超える場合は、当該固定資産税の額から１億円を減額する。

（適用除外）

第６条　第４条又は前条第１項に規定する要件に該当する事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、課税免除又は税額の減免（以下「課税免除等」という。）を行わないものとする。

(1)　事業者が本市に係る市税を滞納している場合

(2)　事業用固定資産のうち課税免除等の対象となるものが建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、天童市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成３年条例第２２号）、都市計画法第１２条の５の規定により定めた地区計画（指定区域に係るものに限る。）その他の企業立地に係る法令又は計画に抵触する場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が課税免除等を行うことが適当でないと認める場合

（課税免除等の申請）

第７条　第３条又は第５条の規定により課税免除等の適用を受けようとする事業者は、当該課税免除等を受けようとする年度の４月末日までに課税免除等申請書を市長に提出しなければならない。

（課税免除等の決定）

第８条　市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、課税免除等の決定を行い、及び当該申請を行った事業者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第９条　市長は、課税免除等の決定を行った事業者に対し、必要に応じて報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

２　課税免除等の決定を受けた事業者は、前項の報告若しくは提出又は調査を求められた場合は、これに従わなければならない。

（課税免除等の決定の取消し）

第１０条　市長は、課税免除等の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該課税免除等の決定を取り消すものとする。

(1)　偽りその他不正な手段により課税免除等の決定を受けた場合

(2)　課税免除等の決定を受けた後に第４条又は第５条第１項に規定する要件に該当しない事実があった場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、この条例に違反する事実があった場合

２　市長は、前項の規定により課税免除等の決定を取り消した場合は、当該事業者に通知するものとする。

（固定資産税の納付）

第１１条　市長は、前条の規定により課税免除等の決定を取り消した場合は、期限を定めて当該取り消した課税免除等の額に相当する固定資産税の納付を命じるものとする。

（課税免除等の権利の承継）

第１２条　合併、譲渡、相続その他の理由により、課税免除等の対象となった事業用固定資産を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該工場等の操業又は営業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、この条例に規定する課税免除等の権利を承継することができる。

２　市長は、前項の課税免除等の権利の承継を承認したときは、承継者に通知するものとする。

（財産処分等の制限）

第１３条　課税免除等の決定を受けた事業者は、当該課税免除等の対象となった事業用固定資産について、この条例の目的に反して使用し、又は譲り渡し、若しくは貸し付けようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

（規則への委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２２年１月１日から施行する。